

中小企業の“経営に役立つ” 会計ルール 年内誕生へ

中小企業が自社の経営状況を把握できるという新しい「会計ルール」作りの動きが活発化している。遅くとも年内には“異例づくし”とも呼べる「新会計」が公表される見込みだ。経営者には理解が難しく、会計の実態に合っていないと言われていた従来の指針から大きく方針転換したこの新たなルール。「経営に役立つ会計」に、会計人以外が参入することは避けられない、とした見方もあるなか、税理士にどのような影響を及ぼすかが興味深い。



中小企業の会計については、平成17年に4団体(中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会)によって「中小企業の会計に関する指針」が会計処理の統一基準として作成され、日本税理士連合会がそれをベースとした「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を作成。多くの税理士が活用している。

しかし、この指針については、中小企業の会計指針と言いながら、実際

状況や経営状況を把握することに役立つ会計が必要で、理解しやすく、事務負担が少ない簡素で安定的なものを指向する必要がある」としており、これまでの会計基準とは方向性が異なることが分かる。

その結果を受けて今年2月に発足したのが「中小企業の会計に関する検討会」というわけ。中小企業庁と金融庁が共同事務局を務め、その下に「ワーキンググループ」を設置し、会計ルールの普及方法や活用策の検討が行わ

れる。日本税理士会連合会が作成したチェックリストも、今後は見直される可能性が高いといえるだろう。

一方、日本商工会議所や全国商工会連合会なども新しい会計の普及について議論しているため、今後、会計ルールに関する勉強会などが行われてくるだろう。中小企業庁でも普及策の予算を取っているため、全国の経済産業局で同様の研修会や勉強会が開催されることが予想される。

とはいえ、勉強会だけで「新しい会計」を十分に理解することは難しく、「経営に役立つ会計」をサポートできる専門家が求められてくるのは間違いない。その際、税理士として注視すべきなのは、「会計」は無償独占から外れているという点だ。中小企業の会計支援は、税理士以外にも多くの専門家や精通者が関わることができる。

新しい会計ルールは、大企業に適用するような複雑なものではなく、税理士以外の無資格者でもサポートすることができる。この点に注目して、新しいビジネスを構築する動きが出てくるかもしれない。顧問先に会計の専門家として、中小企業診断士やコンサルタントが出入りしている、そんな事態も十分起こりうる」と指摘する。

こうした事態を踏まえ、櫻庭氏は「経営に役立つ会計人」の養成講座を開講する。同講座では、会計業界では初めて、「経営に役立つ会計」を、体系と各種技法等をセットして直ぐ使えるように提供する。それぞれ実務レベルで学んでいき、経営の現場で経営課題を改善・改革するための提案ができる会計人の養成を目標に置く。10月18日から毎月1回、全6回の講座を開講する。

財務会計とは異なる分野の会計

には会計の入口が作った基準。そのため、現場の経営者からは「高度で難しい」「理解しにくい」などの意見が多く、また、日本国内でも上場企業にIFRS(国際財務報告書)を導入する動きが出てきたことで、中小企業の会計制度のあり方について改めて検討する必要性が生じてきた。

そこで、中小企業庁は昨年2月に「中小企業の会計に関する研究会」を発足。その後、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会による「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置して、新たな会計ルール作りに動き出した。

特徴的なのは、中小企業庁の研究会には多くの中小企業関係者が参加し、会計の“ユーザー”としての立場から検討が行われている点だ。懇談会の報告書を見ても、「経営者が自社の財産

状況や経営状況を把握することに役立つ会計が必要で、理解しやすく、事務負担が少ない簡素で安定的なものを指向する必要がある」としており、これまでの会計基準とは方向性が異なることが分かる。

実際に、ワーキンググループのメンバーも、これまでの「難しさ」を意識しつつ、中小企業の実務を念頭に置きながら会社法との調整を行っている。11人の委員で構成されて検討会のうち、5人は経営者団体の代表で、税理士会や公認会計士協会から代表者は入っていないことから、経営者のためのルール作りだったことが伺える。

また、中小企業庁と金融庁が事務局となっているため、今後、新しい会計ルールの普及・促進のため、金融庁の指導の下、全国の金融機関に新しい会計が浸透していく可能性は十分考えら

税理士以外の専門家参入で業務が激変!?

税理士の中には、「中小企業の身近な相談相手は税理士。顧問先との信頼関係の中、新しい会計ルールが誕生しても、そのサポートを別の専門家に依頼することはない」という声も聞かれるが、税理士としても新しい会計ルールについて勉強する必要がある。中小企業診断士の中には、「新しい顧客を発掘するチャンス」とばかりに準備を進めている者もいるだけに、傍観することはできない。

ワーキンググループの委員を務めた櫻庭周平公認会計士・税理士も、「新

しい会計ルールは、10月初旬には、意見取りまとめが行われ、その後、パブリックコメントを経て、遅くとも年内には公表される予定。経営に役立つ会計ルール導入で、より経営者側に立ってアドバイスやサポートができるようになるはずで、これは会計事務所がより中小企業側に立ってサポートできるようになるための試金石なのかもしれない。